

議案第92号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を契機に、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、消防庁において市町村火災予防条例（例）が一部改正されたことを受け、本市条例の改正を行う。

2. 条例改正の主な内容

(1) 第37条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）関係

- ・ 条例上の火災警報は、消防法第22条第3項に規定する火災に関する警報であることを明記する。
- ・ 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限のうち、「屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。」を削除する。

(2) 第3章の3として林野火災の予防に関する章を新設 ※章の新設に併せて、目次を追加

(3) 第37条の8（林野火災に関する注意報）を新設

- ・ 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（林野火災）の予防上注意を要すると認めるときは、注意報を発することができる。
- ・ 注意報が発令中、その区域内の者は第37条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- ・ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象区域を指定することができる。

(4) 第37条の9（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）を新設

- ・ 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報が発生したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第37条各号に定める火の使用の制限の対象区域を指定することができる。

議案第92号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

- (5) 第68条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）関係
- ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明記する。
 - ・消防長（消防署長）は、第68条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定できることを追加する。
- (6) 林野火災注意報や林野火災警報の発令時の消防本部による防火指導の強化等
交野市火災予防条例第37条（以下、一部抜粋）に基づき次の行為等について、指導及び制限を行う。
- ・山林、原野等において火入れをしないこと
 - ・煙火を消費しないこと
 - ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと

3. 施行期日：令和8年1月1日から施行する。

4. 関連Webサイト：法改正について

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250829_yobou_01.pdf

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年12月定例会

	議案第92号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）
--	-----------------------------------	--------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、交野市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市（近隣市）消防本部においても同様の改正を予定している。</p>																	
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>																	
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を契機に、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、消防庁において市町村火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）が一部改正されたことを受け、本市条例の改正を行う。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>																	
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和7年8月29日 市町村火災予防条例（例）の一部改正について通知（令和8年1月1日施行）</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%;">まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</td> <td style="width: 10%;">目 標</td> <td style="width: 60%;">3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち</td> </tr> <tr> <td>分野・方針</td> <td>1 2 消防・救急</td> </tr> <tr> <td>施 策</td> <td>2 火災予防の推進</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>					まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち	分野・方針	1 2 消防・救急	施 策	2 火災予防の推進	計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち																
	分野・方針	1 2 消防・救急																
	施 策	2 火災予防の推進																
計画名称																		
策定年度																		
計画期間																		
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・<input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>																		
	<p>〈政策等の実施時期〉</p>		令和8年1月1日															
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）															
	消防本部	予防課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等															

交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 削除</u></p> <p><u>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</u></p> <p> <u>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第23条）</u></p> <p> <u>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第24条—第29条）</u></p> <p> <u>第3節 火の使用に関する制限等（第30条—第36条）</u></p> <p> <u>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第37条）</u></p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第37条の2—第37条の7）</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第37条の8・第37条の9）</u></p> <p><u>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</u></p> <p> <u>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第38条—第41条）</u></p> <p> <u>第2節 指定可燃物等の貯蔵取扱いの技術上の基準等（第42条—第43条の2）</u></p> <p> <u>第3節 基準の特例（第43条の3）</u></p>	

新	旧
<p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第6章 <u>避難管理（第54条—第62条）</u></p> <p>第6章の2 <u>屋外催しに係る防火管理（第62条の2・第62条の3）</u></p> <p>第7章 <u>山林の火災予防（第63条—第65条）</u></p> <p>第8章 <u>雑則（第66条—第75条）</u></p> <p>第9章 <u>罰則（第76条・第77条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第37条 <u>火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。</u></p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>（林野火災に関する注意報）</u></p> <p>第37条の8 <u>市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第37条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p>	<p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第37条 <u>火災に関する警報</u> _____ <u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。</u></p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>（7） 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>

新	旧
<p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第37条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第37条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第68条第1項第6号</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第68条</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第68条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第68条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 _____</p> <p>(2)～(6) (略)</p>